

東京外国語大学保証人に関する取扱要項

〔令和3年9月28日〕
規則 第37号

(趣旨)

第1条 この要項は、東京外国語大学（以下「本学」という。）が、本学学部及び大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の保証人に関し必要な事項を定めるものとする。

(保証人)

第2条 学生は、本学所定の誓約書兼保証書により、入学時に自身の保証人を届け出るものとする。

2 保証人となることができる者は、父母若しくはこれに準ずる者又は成人で独立して生計を営む者で、かつ日本国内に居住している者とする。

3 前項の規定にかかわらず、父母若しくはこれに準ずる者が日本国外に居住している等特段の事情があると本学が認めた場合は、日本国外に居住している者を保証人となることができる。

4 学生は、保証人を変更する場合及び保証人の住所等の変更があった場合は、本学所定の誓約書兼保証書により、速やかに本学に届け出るものとする。

(保証人の保証内容等)

第3条 保証人は、学生の保証人として、国立大学法人東京外国語大学授業料その他の費用に関する規程で定める授業料の納付について、一年間あたり金535,800円を極度額として在学年数分を保証するものとし、遅延損害金が発生した場合も同様に保証するものとする。

2 保証人は、保証人となっている学生の本学の学則及び規程等に定める学籍異動に関すること並びに学生が入学時に誓約したことについて、当該学生とともにその責任を負う。

3 本学が本学の学生又は保証人に対して履行の請求を行った場合には、その効力は当該学生及び保証人に対して及ぶものとする。

4 保証人は、保証人となっている学生について、本要項に定めのない事項が生じた場合は、本学と協議の上対応するものとする。

(保証人への授業料納付督促)

第4条 本学は、学生が授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかった場合は、保証人に督促するものとする。

(保証人への通知)

第5条 本学は、学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、保証人に通知するものとする。

(1) 除籍された場合

- (2) 懲戒処分された場合
- (3) 授業料未納又は在学年限満了による除籍勧告を行った場合
- (4) 学生本人に連絡がつかない場合の緊急連絡等
- (5) 大学からの貸与物品等の返却督促に応じない場合
- (6) その他、本学が保証人に対して通知することが必要と認めた場合
(成績状況の通知)

第6条 本学は、学部にて在学する学生が、入学時に提出した誓約書兼保証書において保証人への通知に同意した場合に限り、学生の保証人に対し成績状況を通知するものとする。

(履行状況の開示請求)

第7条 保証人は、本学に対し、本学所定の授業料履行状況開示請求書(様式1)により、学生納付金の履行状況に関する情報(以下「履行状況」という。)についての開示請求をすることができる。

2 前項の開示請求においては、本人確認書類として、保証人の運転免許証、旅券その他これらに類する書類として本学が認めるものを提示しなければならない。

3 本学は、第1項に規定する開示請求があった場合においては、本学所定の授業料履行状況開示書(様式2)により開示を行うものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、保証人に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年9月28日から施行する。

(様式1)

授業料履行状況開示請求書

年 月 日

東京外国語大学長 殿

請求者 住 所
氏 名
電話番号

私が保証人となっている以下の学生について、授業料履行状況の開示を請求します。

学 生	氏 名	
	所 属	
	学籍番号	
	生年月日	

※大学記入欄

請求書受理日	
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
開示書交付日	

(様式2)

授業料履行状況開示書

第 号
年 月 日

殿

東京外国語大学長

年 月 日付で請求のあった授業料履行状況について、次のとおり開示します。

学 生	氏 名	
	所 属	
	学籍番号	
授業料履行状況	授業料の未納 <input type="checkbox"/> あり (年度 期分 _____円) <input type="checkbox"/> なし	